

第4章 被害者等が利用できる支援制度・相談窓口

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための支援制度については、以下のようなものがあります。

どの制度にも利用の要件があります。詳しくは担当の関係機関等へお問い合わせください。

1 警察の支援制度

① 指定被害者支援要員制度

警察では、殺人・傷害・性犯罪等の事件、ひき逃げ事件、交通死亡事故等について、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害の発生直後から、付添い、説明、ヒアリング、民間被害者支援団体の紹介などの支援を行っています。

② 被害者連絡制度

警察では、被害にあわれた方の希望に応じて、捜査状況、加害者の検挙状況、加害者の処分状況について連絡をしています。

※加害者が少年の場合には連絡内容に若干の違いがあります。

③ 公費負担制度

警察では、次の費用を公費で支出し、被害者等の経済的負担を軽減しています。

- ・ 死体検案書料、遺体搬送費、遺体修復費
- ・ 医療費等

傷害などの身体犯：初診料、診断書料

性犯罪：上記のほか、緊急避妊薬費、性感染症検査費、人工妊娠中絶費

- ・ カウンセリング費
- ・ 一時避難場所の確保に要する経費
- ・ ハウスクリーニングに要する経費 など

※事件の内容によっては、公費負担できない場合もあります。

詳しくは事件を担当した警察官にお問い合わせください。

④ 犯罪被害給付制度

犯罪行為によって、ご家族の方を亡くされたご遺族、重大な負傷や疾病を負ったり、身体に傷害が残った被害者の方に対して、労災保険等の公的給付や、加害者から十分な損害賠償を受けることができなかったときに、国が給付金を支給する制度です。給付金の種類は次のとおりです。

なお、申請期限は発生を知った日から2年、または発生した日から7年以内です。

●遺族給付金

対 象：亡くなられた被害者の第1順位の遺族

内 容：年齢や収入額等により算定した額が支給されます。犯罪行為により生じた負傷又は疾病について犯罪被害者が死亡前に診療を受けた場合には、その負傷又は疾病から3年間における「保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額」が支給されます。

●重傷病給付金

対 象：重傷病（加療1か月以上かつ入院3日以上（PTSD等の精神疾患は加療1か月以上かつ3日以上労務に就くことができない程度）を要する負傷または疾病を負った場合）

内 容：負傷または疾病にかかった日から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当分と休業損害を考慮した額の合算額が支給されます。（上限120万円）

●障害給付金

対 象：負傷又は疾病により障害が残った場合

内 容：年齢や収入額、障害等級により算定した額が支給されます。

☎ 問い合わせ先

担当の警察署 又は 岐阜県警察本部 犯罪被害者相談室

☎0120-870-783

携帯電話の方は ☎058-277-3783

月～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始は除く）

2 検察庁、裁判所等に関連する支援制度

① 被害者支援員制度【検察庁】

検察庁では、犯罪被害者等への支援活動に携わる「被害者支援員」を配置しています。事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の説明や援助など、刑事手続に関する相談を受け付けています。

② 被害者等通知制度【検察庁、地方更生保護委員会、保護観察所】

被害者等の方に対し、事件処分の結果、裁判結果、受刑中の処遇状況、仮釈放中の保護観察の処遇状況などに関する情報を提供する制度です（事件の性質などから、検察官等の判断により、通知しない場合があります）。

通知を受けることができる事項

- ・ 事件の処分結果
- ・ 裁判を行う裁判所、裁判が行われる日
- ・ 裁判結果
- ・ 加害者の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要
- ・ 加害者の受刑中の処遇状況や出所状況の情報
- ・ 死刑を執行した事実
- ・ 仮釈放審理を開始した年月日
- ・ 仮釈放を赦す旨の決定をした年月日
- ・ 保護観察が開始された年月日、保護観察終了予定年月日
- ・ 保護観察中の処遇状況
- ・ 保護観察が終了した年月日及び終了事由

通知を希望される場合には、担当の検察官か被害者支援員にお尋ねください。

③ 被害者参加制度【検察庁、裁判所】

一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加できる制度です。

参加の申出ができるのは、

- ① 殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
- ② 不同意わいせつ、不同意性交等など性被害に関する罪
- ③ 逮捕及び監禁の罪
- ④ 略取、誘拐、人身売買の罪
- ⑤ ②～④の犯罪行為を含む他の犯罪
- ⑥ 過失運転致死傷などの罪
- ⑦ ①～⑤の未遂罪

の犯罪被害者本人や法定代理人、犯罪被害者本人が亡くなった場合や心身に大きな故障がある場合の犯罪被害者の配偶者、直系親族、兄弟姉妹です。

制度の利用を希望する場合は、検察官に参加の申し出をします。
参加を認められた被害者等を「被害者参加人」といいます。

被害者参加人になると、次のことができます。

- ① 公判期日に出席すること
- ② 検察官の権限行使に関し、意見を述べ、説明を受けること
- ③ 一定の要件の下で情状証人に尋問すること
- ④ 一定の要件の下で被告人に質問すること
- ⑤ 事実や法律の適用について意見すること

なお、被害者参加人は、①～⑤の行為をご自身で弁護士に委託することができます（資力の状況によっては下記の④ 国選被害者参加弁護士制度を利用できる場合もあります）。

④ 国選被害者参加弁護士制度【法テラス】

経済的に余裕のない被害者参加人の方も、弁護士による援助を受けられるようにするため、裁判所が国選弁護人を選定し、国がその費用を負担する制度です。

被害者参加人の資力（現金・預金などの流動資産の合計額）から、犯罪行為を原因として6か月以内に支出することとなると認められる費用の額（治療費など）を差し引いた額が200万円未満である場合に、選定を求めることができます。

⑤ 被害者参加人への旅費等支給制度【法テラス】

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、旅費（交通費）、日当（1,700円）、宿泊費（1泊7,800円又は8,700円）が支給されます。

請求期限は裁判が終了してから30日以内です。

⑥ 日弁連委託援助（犯罪被害者法律援助）【日本弁護士連合会】

人の命や身体を害するような犯罪や性犯罪などの被害者等に対し、資産状況等の一定の要件を満たす場合に、告訴や事情聴取への同行、加害者側弁護士への対応、マスコミ対応といった弁護士が行う支援活動について、日本弁護士連合会が弁護士費用を援助します。

この制度の申し込みは弁護士が行いますので、詳しくは担当の弁護士にご相談ください。

※犯罪被害者法律援助に関する手続きは法テラスが日本弁護士連合会から委託を受け実施しています。

7 損害賠償命令制度【裁判所、法テラス】

刑事裁判の起訴状に記載された公訴事実に基づいて、その公訴事実に記載された犯罪によって生じた損害の賠償を請求するものです。

申立てを受けた刑事裁判所は、刑事事件について有罪の判決があった後、刑事裁判の訴訟記録を証拠として取調べ、原則として4回以内の審理期日で審理を終わらせて損害賠償命令の申立てについて決定をします。

被害者やご遺族等の方々の損害賠償請求に関する労力を軽減する仕組みになっています。

この決定に対して、当事者のいずれかから異議の申立てがあったときは、通常の民事訴訟の手続きに移ります。

・対象事件

- ① 殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
- ② 性被害に関する罪
- ③ 逮捕及び監禁の罪
- ④ 略取、誘拐、人身売買の罪
- ⑤ ②～④の犯罪行為を含む他の犯罪
- ⑥ ①～⑤の未遂罪

※過失犯（業務上過失致死傷、重過失致死傷、過失運転致死傷等）は対象となりません。

・手続方法

刑事事件を担当している裁判所に対して、対象となる刑事事件が起訴された時から当該事件の弁論が終結するまでの間に、刑事損害賠償命令の申立書を提出する必要があります。

なお、損害賠償命令制度を利用する際に、その手続などについて弁護士に依頼することもでき、経済的な理由で弁護士費用等のお支払いが困難な方については、法テラスの民事法律扶助による費用立替制度を利用できる場合があります。

詳しくは法テラスへお問い合わせください。

8 優先的に裁判を傍聴できる制度【裁判所、検察庁】

裁判は公開の法廷で行われますので、誰でも傍聴することができます。

社会の関心が高い事件では、傍聴希望者が多いために、裁判所により抽選で傍聴券が発行される場合があります。そのような場合には、裁判所において被害者やご遺族等の傍聴席の確保に可能な限り配慮するとされています。

被害者やご遺族等の方の傍聴席の確保を希望される場合には、検察庁にお申し出ください（席数によっては数に限りがある場合があります）。

9 犯罪被害者等に関する情報の保護【検察庁】

裁判所は、性犯罪などの被害者の氏名等について、公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができます（起訴状の朗読等の訴訟手続きは、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます）。

その他、情報保護に関する制度については、検察庁にお尋ねください。

10 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付【検察庁】

検察官が冒頭陳述に際して、被害者等の希望があるときは、原則として、冒頭陳述実施後に、その内容を記載した書面を交付することとなっています。検察庁にお尋ねください。

11 刑事事件における証人の付添い、ついで、ビデオリンクなどの措置【検察庁、裁判所】

被害者が法廷で証人として供述する場合、証人の精神的負担の軽減のため、証人尋問の際の付添い、ついで（遮へい）、ビデオリンク方式等による証人尋問が認められる場合があります。これらの措置を希望する場合には、検察官にご相談ください。

12 心情等の意見陳述制度【検察庁、裁判所】

被害者やご遺族等が法廷で心情等の意見を述べるができる制度です。検察庁または裁判所にお尋ねください。

13 公判記録の閲覧・謄写（コピー）【裁判所、検察庁】

原則として、公判記録の閲覧、謄写（コピー）が認められます（手数料、費用が必要）。被害者やご遺族等の方で閲覧・謄写を希望される場合は、弁護士、裁判所または検察庁へ、同種余罪の被害者等の方は検察庁にお尋ねください。なお、被害者等が公判記録を閲覧・謄写できる期間には定めがありますので、ご注意ください。

14 検察審査会への審査申立て【検察審査会】

不起訴に不服がある場合は、その処分について検察審査会に申立てができます。検察審査会は、地方裁判所と主な地方裁判所支部の建物内にあります。詳しくは、最寄りの検察審査会事務局にお問い合わせください。

15 民事法律扶助制度【法テラス】

収入等の一定の要件を満たす場合に、損害賠償や保護命令の申立て等、民事裁判等の手続きを希望する被害者の方に、弁護士費用等の立替えを行います。

☎ 問い合わせ先

- 岐阜検察審査会（岐阜地裁庁舎内）
☎058-262-5263
- 大垣検察審査会（岐阜地裁大垣支部庁舎内）
☎0584-78-6332
- 多治見検察審査会（岐阜地裁多治見支部庁舎内）
☎0572-22-0842

いずれも月～金曜日 8:30～17:00（祝日、年末年始は除く）

16 意見等聴取制度【地方更生保護委員会】

刑務所や少年院に収容されている加害者について、更生保護委員会が行う加害者の仮釈放及び仮退院の審理において、仮釈放・仮退院についての意見や被害に関する心情を述べることができます。

17 刑の執行段階等における心情等の聴取・伝達制度**【矯正管区・矯正施設】**

被害者の方々の被害に関する心情、その他置かれている状況、刑務所受刑中・少年院在院中の加害者の生活や行動に関する意見等をお聴きし、受刑中・在院中の加害者に対し、伝える制度です。

加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導等を行います。

📞 問い合わせ先

(47～51頁に関すること)

- **日本司法支援センター 法テラス岐阜** 📞 **0570-078345**
月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始は除く)
- **日本司法支援センター 犯罪被害者支援ダイヤル**
☎ **0120-079714** (IP電話03-6745-5601)
月～金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始は除く)
- **岐阜地方検察庁 被害者ホットライン** 📞 **058-262-5138**
月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始は除く)
- **岐阜県弁護士会** 📞 **058-265-2850**
月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始は除く)
※「犯罪被害相談」であることをお伝えください。
- **岐阜地方裁判所 (刑事訴訟事務室直通)** 📞 **058-262-5243**
月～金曜日 8:30～17:00 (祝日、年末年始は除く)
- **中部地方更生保護委員会 被害者専用番号** 📞 **052-951-2951**
月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始は除く)
- **岐阜保護観察所 被害者専用電話** 📞 **058-265-2579**
月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始は除く)
- **矯正管区・矯正施設**
※名古屋矯正管区 (☎ **080-3411-3189**) 又は
最寄りの矯正施設 (岐阜刑務所 (☎ **058-239-9821**)、
笠松刑務所 (☎ **058-387-2175**)、
岐阜少年鑑別所 (☎ **058-231-5040**) 等) へご連絡ください。
その他の矯正管区・矯正施設は法務省矯正局ホームページ「矯正施設等の連絡先」参照
月～金曜日 8:30～17:00



3 少年事件（20歳未満）で利用できる支援制度

① 少年事件記録の閲覧・謄写（コピー）【裁判所】

審判を開始する決定があった事件で、家庭裁判所に送られてきた捜査段階の記録や審判期日調書などについて、少年や関係者のプライバシーに深く関わるものなどを除き、原則として、閲覧・謄写（コピー）をすることができます。

② 被害者等の意見陳述制度【裁判所】

家庭裁判所に対して、自分の気持ちや事件についての意見を述べることができます。

意見陳述には、次の3つの方法があります。

- ① 審判の場で裁判官に対して行う
- ② 審判以外の場で裁判官に対して行う
- ③ 審判以外の場で家庭裁判所調査官に対して行う

※①の場合、少年や少年の保護者が在席することがあります。

どの方法によるかは、申し出された方の希望を踏まえて決定されます。

また、心情や意見を述べる際は緊張や不安を和らげるために家族等に付き添ってもらうこともできます。

③ 被害者等による少年審判の傍聴制度【裁判所】

少年の故意の犯罪行為により被害者を死傷させた事件（その傷害により被害者の生命に重大な危険を生じさせた場合）や過失運転致死傷などの交通事件について、家庭裁判所が少年の年齢や心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときに許されます。

ただし、少年が事件当時12歳に満たなかった場合には、法律により傍聴が認められていません。

④ 被害者等に対する審判状況の説明制度【裁判所】

少年の健全な育成を妨げるおそれなく相当と認められる場合に、審判期日で行われた手続きなどについて説明を受けることができます。

⑤ 被害者等に対する審判結果等の通知制度【裁判所】

少年の健全な育成を妨げるおそれがない場合に、少年の氏名や審判の結果などの通知を受けることができます。

☎ 問い合わせ先

● 岐阜家庭裁判所（少年係（家事・少年書記官室）直通）

☎058-262-5347

月～金曜日 8:30～17:00（祝日、年末年始は除く）

6 被害者等通知制度（少年審判後の通知）

【少年鑑別所、地方更生保護委員会、保護観察所】

被害者等の方に対し、保護処分となった加害者の保護観察の処遇状況、少年院送致となった加害者の少年院における処遇状況や仮退院中の保護観察の処遇状況などに関する情報を提供する制度です。

通知を受けることができる事項

- ・入院年月日及び収容されている少年院の名称・所在地
- ・少年院における教育状況（おおむね6か月ごとに通知）
- ・少年院を出院した年月日
- ・仮退院審理を開始した年月日
- ・仮退院を許す旨の決定をした年月日
- ・保護観察が開始された年月日や保護観察終了予定年月日
- ・保護観察中の処遇状況等（おおむね6か月ごとに通知）
- ・保護観察が終了した年月日

制度の利用を希望される場合には、加害者の審判結果に従って下記へお尋ねください。

- ①「少年院送致」の場合：お近くの少年鑑別所
- ②「保護観察」の場合：お住まいの都道府県にある保護観察所

📞 問い合わせ先

- 岐阜少年鑑別所 ☎ **058-231-5040**
月～金曜日 9:30～17:00（祝日、年末年始は除く）
- 中部地方更生保護委員会 被害者専用電話 ☎ **052-951-2951**
月～金曜日 9:30～17:00（祝日、年末年始は除く）
- 岐阜保護観察所 被害者専用番号 ☎ **058-265-2579**
月～金曜日 9:30～17:00（祝日、年末年始は除く）

※少年事件については、このほか、「① 警察の支援制度」（45～46頁）に記載の支援制度も利用できます。

また、「② 検察庁、裁判所等に関連する支援制度」（47～51頁）に記載の支援制度も利用できる場合があります。

4 加害者が保護観察を受けている場合に利用できる制度

① 心情等の聴取・伝達制度

被害者の方々の被害に関する心情、その置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見等をお聴きします。希望があれば、保護観察中（家庭裁判所で保護観察に付する決定を受けた少年、少年院を仮退院した少年、刑務所を仮釈放となった成人、保護観察付執行猶予となった成人）の加害者に対し意見等を伝えることができる制度です。

② 被害者等通知制度

保護観察中の加害者の処遇状況などに関する情報を提供する制度です。

（→47頁及び53頁参照）

③ 相談・支援

専任の担当者に不安や悩み事を相談することができます。

※被害者の方の秘密は慎重に守られます。

☎ 問い合わせ先

● 岐阜保護観察所 被害者専用番号

☎ **058-265-2579**

月～金曜日 9:30～17:00（祝日、年末年始は除く）

5 県・市町村の支援制度

岐阜県では、県及び県内全市町村で犯罪被害者等支援条例の制定、総合的対応窓口の設置、見舞金制度が運用されています。

1 犯罪被害者等支援総合的対応窓口【県、市町村】

県内の全市町村に「犯罪被害者等支援総合的対応窓口」が設置されています。

総合的対応窓口では、役所内で様々な手続きが必要となった場合のサポート、生活支援に関する相談、被害にあわれた方などが必要とする情報の提供や関係機関・団体等の紹介などを行っています。

令和5年4月1日現在

| 市町村 | 部局名 | 受付時間 | 相談対応電話番号 |
|-------|---------------|-----------------------------|----------------------|
| 岐阜市 | 市民生活部地域安全推進課 | 月～金曜日8:45～17:30（祝日・年末年始を除く） | 058-214-4963 |
| 大垣市 | 生活環境部危機管理室 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0584-47-7385 |
| 高山市 | 市民活動部協働推進課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0577-35-3412 |
| 多治見市 | 環境文化部くらし人権課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0572-22-1128 |
| 関市 | 健康福祉部福祉政策課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0575-23-7735 |
| 中津川市 | 総務部防災安全課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0573-66-1111（内線162） |
| 美濃市 | 総務部総務課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0575-33-1122（内線322） |
| 瑞浪市 | みずなみ未来部市民協働課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0572-68-9748 |
| 羽島市 | 生活環境部生活安全課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 058-392-1111（内線2152） |
| 恵那市 | 医療福祉部社会福祉課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日を除く） | 0573-26-2111 |
| 美濃加茂市 | 総務部防災安全課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0574-25-2111 |
| 土岐市 | 市民生活部生活環境課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0572-54-1111（内線171） |
| 各務原市 | 市長公室まちづくり推進課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 058-383-1884 |
| 可児市 | 総務部防災安全課 | 月～金曜日9:00～16:00（祝日・年末年始を除く） | 0574-62-1111（内線3445） |
| 山県市 | 総務課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0581-22-6820 |
| 瑞穂市 | 企画部市民協働安全課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日を除く） | 058-327-4130 |
| 飛騨市 | 市民福祉部総合福祉課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0577-73-7483 |
| 本巣市 | 総務部総務課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0581-34-5020 |
| 郡上市 | 総務部総務課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0575-67-1832 |
| 下呂市 | 総務部危機管理課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0576-24-2222（内線272） |
| 海津市 | 市民環境部市民活動推進課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0584-53-3194 |
| 岐南町 | 総務部総務課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日を除く） | 058-247-1360 |
| 笠松町 | 総務部総務課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 058-388-1111 |
| 養老町 | 総務部総務課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0584-32-1101 |
| 垂井町 | 企画調整課 | 月～金曜日8:30～18:15（祝日・年末年始を除く） | 0584-22-1152 |
| 関ヶ原町 | 総務課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0584-43-1110 |
| 神戸町 | 総務部総務課 | 月～金曜日8:45～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0584-27-0171 |
| 輪之内町 | 危機管理課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0584-69-3117 |
| 安八町 | 総務課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0584-64-7100 |
| 揖斐川町 | 総務部総務課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日を除く） | 0585-22-2111 |
| 大野町 | 総務部総務課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0585-34-1111 |
| 池田町 | 総務部総務課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0585-45-3111 |
| 北方町 | 総務危機管理課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 058-323-1111 |
| 坂祝町 | 総務課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0574-66-2401 |
| 富加町 | 総務課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日を除く） | 0574-54-2111 |
| 川辺町 | 総務課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0574-53-2511 |
| 七宗町 | 健康福祉課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日を除く） | 0574-48-1112 |
| 八百津町 | 防災安全室 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0574-43-2111 |
| 白川町 | 総務課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0574-72-1311 |
| 東白川村 | 総務課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0574-78-3111 |
| 御嵩町 | 総務部総務防災課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 0574-67-2111 |
| 白川村 | 村民課 | 月～金曜日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く） | 05769-6-1311 |
| 岐阜県 | 岐阜県県民生活相談センター | 月～金曜日8:30～17:00（祝日・年末年始を除く） | 058-277-1001 |

② 犯罪被害者等に対する見舞金の給付制度【市町村】

県内すべての市町村で、犯罪被害者等に対する見舞金の給付を行っています。

● 遺族見舞金

対象者：殺人、傷害等の犯罪被害に遭い、死亡した方の第1順位遺族
金額：30万円

● 傷害見舞金

対象者：傷害等の犯罪行為による負傷又は疾病により、治療に要する期間が1か月以上と医師の診断を受けた被害者本人
金額：10万円

※支給対象外の場合や申請期限がある場合もありますので、詳しくは各市町村へお問い合わせください。

③ 岐阜県犯罪被害遺児・交通遺児激励金の給付【県】

毎年5月5日の「こどもの日」に合わせて、犯罪被害又は交通事故により親等を亡くされた遺児の方に、激励金をお贈りしています。

対象者：5月5日現在、岐阜県内に居住されており、犯罪被害又は交通事故によりそれまで生計をともにしていた親等を亡くされた、満20歳未満の高校生までの方

| | |
|-------------|-------|
| 金額：乳幼児及び小学生 | 1万5千円 |
| 中学生 | 2万円 |
| 高校生 | 2万5千円 |

※申請時から高校在学中（20歳未満）まで毎年1回支給されます。

※申請・受付はお住いの市町村の総合的対応窓口で行っています。

☎ 問い合わせ先

(55～59頁に関すること)

● 各市町村犯罪被害者等支援総合的対応窓口 → (55頁参照)

● 岐阜県環境生活部県民生活課

☎ 058-272-8205

月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始は除く)

● 公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター

☎ 0120-968-783

月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始は除く)

④ 公営住宅の一時入居・優先入居【県、市町村】

犯罪等による被害のため、それまでの住居に住めなくなった方等については、公営住宅への一時的な入居や優先入居ができる場合があります。

※実施していない市町村もあります。

☎ 問い合わせ先

<県営住宅>

● **岐阜県都市建築部住宅課** ☎ **058-272-8692・8529**

月～金曜日 8:30～17:15（祝日・年末年始は除く）

<市町村営住宅>

● **各市町村犯罪被害者等支援総合的対応窓口** →（55頁参照）

⑤ 転居費用の助成【県】

犯罪等による被害のために、住居の損壊や再被害のおそれなど、従前の住居に居住することが困難になったと認められる方が転居するために要する費用の助成を行っています。

対象者：殺人、強盗致死傷、性犯罪などの対象となる犯罪行為の被害にあわれた方、またはそのご家族で、犯罪により住居が著しく損壊するなど転居が必要となった方のうち、犯罪発生時に県内に居住していた方

金額：運送業者に依頼し、運送に要した費用及び荷造り等のサービスに要した費用等について、上限23万円

申請サポート：

提出される交付申請書の内容が要件に適合することの確認や交付申請等に関する手続きについて、（公社）ぎふ犯罪被害者支援センターに設置する犯罪被害者等支援コーディネーターによるサポートが受けられます。

<類似の制度>

● 一時避難場所の確保に係る公費負担【岐阜県警察本部】

自宅が犯罪現場となるなど居住が困難となった場合に、一時避難場所の確保に要する経費を一定の条件の下に公費で負担

☎ **0120-870-783**（犯罪被害者相談室）

6 無料法律相談【県】

犯罪被害者等が直面する法律問題に関し、岐阜県弁護士会と連携して、無料法律相談を行っています。

※申請・受付は、ぎふ犯罪被害者支援センターで行っています。

対象者：対象となる犯罪行為の被害にあわれた方、またはそのご家族で、県の無料法律相談による支援が必要と判断された方
ただし、当該犯罪被害について、すでに国、市町村、法テラス、弁護士会などの無料法律相談を利用した方は対象外

内 容：同一の犯罪被害について、2回まで、1回につき60分

<類似の制度>

- DV・犯罪被害者相談【岐阜県弁護士会】
電話による法律相談を無料で実施（1人30分以内）
☎058-265-2850
- 犯罪被害者支援、無料法律相談【日本司法支援センター（法テラス）】
個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介し、経済的に余裕がない方に対しては法律相談を無料で実施
☎0570-078345

7 無料カウンセリング【県】

犯罪被害者等のサポートに精通した臨床心理士による無料カウンセリングを行います。

※申請・受付は、ぎふ犯罪被害者支援センターで行っています。

対象者：対象となる犯罪行為の被害にあわれた方、またはそのご家族で、県の無料カウンセリングによる支援が必要と判断された方

内 容：同一の犯罪被害について、3回まで、1回につき90分

<類似の制度>

- カウンセリング費用を一定の条件の下に公費負担【岐阜県警察本部】
☎0120-870-783（犯罪被害者相談室）

8 再提訴費用の助成【県】

犯罪行為により亡くなられたり、又は重傷病や精神疾患を負われたことに対する損害賠償請求について、支払いがなされないまま時効が成立することを免れるため再提訴を行う場合に、再提訴費用の助成を行っています。

対象者：殺人、強盗致死傷、性犯罪などの対象となる犯罪行為により亡くなられた、又は重傷病や精神疾患を負われたことに対する損害賠償請求について、再提訴をした方で、再提訴をした日に岐阜県内に住所を有している方

金 額：再提訴に要した費用のうち、裁判所に納める費用について、上限33万円

9 二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成金【県】

犯罪等による被害を受けた後、報道機関による過剰な取材、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等の二次的被害への対応を弁護士に委任する場合にかかった弁護士費用の一部を助成しています。

対象者：殺人、強盗致死傷、性犯罪などの対象となる犯罪行為による被害にあわれた方、またはそのご家族で、当該犯罪行為に起因する二次的被害に対する対応について、弁護士と委任契約を結んでいる方のうち、申請時に県内に居住している方

金額：弁護士委任契約の着手金に対し、下記に掲げる依頼行為ごとに上限10万円（ただし、合計額は上限23万円）

ア) 報道機関に関する二次的被害に対する行為

イ) インターネット上の誹謗中傷に関する二次的被害に対する行為

ウ) その他二次的被害の軽減・防止に資すると県が認める行為

申請サポート：

提出される交付申請書の内容が要件に適合することの確認や交付申請等に関する手続きについて、（公社）ぎふ犯罪被害者支援センターに設置する犯罪被害者等支援コーディネーターによるサポートが受けられます。

<類似の制度>

●犯罪被害者法律援助【日本弁護士連合会】

報道機関への積極的な対応・折衝（取材の整理やコメント作成の補助等）

☎0570-078345（法テラス岐阜）

※法律援助に関する手続きは法テラスで行っています。

●民事法律扶助【日本司法支援センター（法テラス）】

インターネット上の誹謗中傷に対する記事の削除、損害賠償請求などについて、経済的に余裕がない方への無料法律相談、弁護士費用の立替え

☎0570-078345（法テラス岐阜）

6 主な支援制度一覧

41頁～55頁に記載したような、犯罪被害者等を対象とした支援制度の他に、困りごとを抱える様々な方を対象にした支援制度もあります。

こういった支援を受けたいか迷う時は、まずはお住いの市町村の犯罪被害者等支援総合的対応窓口（55頁参照）にご相談ください。

※制度の利用にあたってはそれぞれ条件があります。詳しい内容は各窓口までお問い合わせください。

① 暮らしや家のこと

(1) 犯罪被害にあった方のための経済的支援

| 項目名 | 内容 | 窓口 |
|--------------------|--|--|
| 見舞金の給付 | 犯罪被害にあった方などに見舞金を給付 →56頁 | お住いの市町村 →55頁 |
| 犯罪被害給付制度 | 殺人等の故意の犯罪行為によって、不慮の死を遂げた方のご家族、重傷病を負った方、障害が残った方に国が給付金を給付 →46頁 | 岐阜県警察本部 犯罪被害者相談室 0120-870-783 (携帯電話の方は 058-277-3783) |
| 警察による公費負担制度 | 被害事実を立証するための診断書料やその作成のために受診した初診料等を一定の条件の下に公費で支出 →45頁 | |
| 犯罪被害遺児・交通遺児激励金の給付 | 犯罪被害又は交通事故により親等を亡くされた高校生までの遺児の方に年1回激励金を給付 →56頁 | お住いの市町村 →55頁 岐阜県県民生活課 058-272-8205 |
| 犯罪被害者等に対する奨学金等の給与 | 生命・身体犯罪被害者の子、孫、弟妹等（小学校入学前3年間の幼児から大学院生及び外国の大学又は大学院への留学生）に奨学金を支給 現に犯罪により重篤な被害（捜査機関の認定があるもの）を受けた被害者等で特別な救済を行うべき理由がある方に支援金を支給 | (公財)犯罪被害救援基金 03-5226-1020 |
| まごころ奨学金(預保納付金支援事業) | 高校以上の学校に通う犯罪被害にあった家庭の子どもを対象に奨学金を給付 | 日本財団まごころ奨学金係 03-6229-5111(代表) |
| 給付・貸与奨学金 | 家計状況などの要件を満たす大学生等に対し、奨学金を給付または貸与 | ■申込について 在籍する学校の奨学金担当窓口 ■貸与・給付・返還について (独)日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301 |

| 項目名 | 内容 | 窓口 |
|----------------|---|--|
| 交通遺児の奨学金制度 | 高校以上の学校に通うための学費を無利子で貸与、一部給付制度あり | (公財)交通遺児育英会 0120-521286 |
| 交通遺児等生活資金無利子貸付 | 自動車事故による死亡または重度の後遺障害が残った方の中学生までの子に対し生活資金を無利子貸付 | (独)自動車事故対策機構 (ナスバ)岐阜支所 058-263-5128 |
| 交通遺児の入学・卒業祝金 | 来春小学校に入学予定の遺児に入学祝金や、中学を卒業する遺児に中学卒業祝金等を給付ほか、交流事業を実施 | (公財)東海交通遺児を励ます会 052-682-9819 |
| 交通遺児育成基金事業 | 満16歳未満の交通遺児が年齢に応じて損害賠償金などの一部を基金に払い込み、3か月ごとに育成給付金を給付 | (公財)交通遺児等育成基金 0120-16-3611 |

(2) 年金に関すること

| 項目名 | 内容 | 窓口 |
|----------------|---|--------------------------|
| 遺族基礎年金・遺族厚生年金 | 被害にあった方が亡くなった場合に、その方によって生計を維持されていた方に年金を給付 | お近くの年金事務所 |
| 交通遺児等生活資金無利子貸付 | 被害にあつて障害を負い、障害等級表に該当する場合に年金を給付 (基礎：1～2級、厚生：1～3級) | 国民年金（基礎年金）のみの場合：お住まいの市町村 |

(3) 福祉に関すること

| 項目名 | 内容 | 窓口 |
|------------------------------------|---|------------------|
| 生活保護制度 | 生活の困窮の程度に応じて保護費を給付 | お住まいの地域の福祉事務所 |
| 生活困窮者自立支援制度 | 経済的困窮など様々な問題を抱えた方に相談・支援を実施 | お住まいの地域の自立相談支援機関 |
| 生活福祉資金貸付制度 | 世帯の自立を図ることを目的とした低所得世帯などへの貸付 | お住まいの地域の社会福祉協議会 |
| 母子・父子福祉資金貸付制度 | 母子家庭及び父子家庭等の経済的自立等を目的として、修学資金等を貸付 | お住まいの地域の福祉事務所 |
| 各種手当 (障害児福祉手当、特別障害者手当、児童育成手当など) | 被害にあった方やその家庭の状況に応じて、手当を給付 | お住まいの市町村 |
| 障がい福祉・介護サービス | 被害にあった方が、障がいを負った場合や介護が必要となった場合に受けられるサービス（障がい福祉・介護それぞれ認定が必要） | |

| 項目名 | 内容 | 窓口 |
|-----------------|--|--|
| 子どもの一時預かり | 保護者の傷病等に伴い、緊急・一時的な保育が必要なときなどに、保育所等で児童を一時的に預かり | お住まいの市町村 |
| ファミリー・サポート・センター | 育児の手助けをしたい人と手助けを受けたい人同士で、地域において育児に関して相互に援助 | |
| 有償家事援助サービス | サービスを提供する人と利用したい人同士で、地域において家事等（掃除、洗濯、買い物等）に関して相互に援助 | お住まいの地域の社会福祉協議会 |
| 自動車事故介護料支給制度 | 自動車事故により重度の後遺障害を負い、常時又は随時の介護を要する方に、介護用品の購入等に要する費用を支給 | (独)自動車事故対策機構 (ナスバ)岐阜支所 058-263-5128 |

(4) 仕事に関すること

| 項目名 | 内容 | 窓口 |
|--------------|---|---|
| 就労支援事業 | 被害者等が置かれた状況に応じた就職支援や事業主に対する雇用管理に関する相談援助を実施 | お住いの地域のハローワーク |
| ひとり親家庭への就労支援 | 就業に役立つ資格取得、セミナーの開催や養育費・面会交流相談等を実施 | ひとり親家庭等就業・自立支援センター 058-268-2569 |
| 障がい者の就業・生活支援 | 「職業訓練」、「職業紹介」、「就労支援」、「定着支援」の4つの機能を備え、障がい者の一般就労を総合的に支援 | 岐阜県障がい者総合就労支援センター 058-201-4510 |

(5) 住まいに関すること

| 項目名 | 内容 | 窓口 |
|--------------|--|--|
| 一時避難場所の確保 | 自宅が犯罪行為の現場となり、自ら居住する場所が確保できない場合などに利用できる一時避難場所の確保に要する経費を一定の条件の下に公費で負担 →45頁、57頁 | 岐阜県警察本部 犯罪被害者相談室 0120-870-783 (携帯電話の方は 058-277-3783) お住まいの市町村 |
| 公営住宅への入居 | 犯罪等による被害のため、従前の住宅に居住することが困難になった方等に対し公営住宅への一時的な入居や優先入居を実施 →57頁 | 岐阜県住宅課 058-272-8692・8529 お住まいの市町村 |
| 住宅セーフティネット制度 | 犯罪被害にあった方を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を登録し、居住支援法人が部屋探しや生活相談を実施 | 岐阜県住宅課 058-272-8693 |

| 項目名 | 内容 | 窓口 |
|---------|---|---|
| 転居費用の助成 | 自宅が犯罪行為の現場となるなど従前の住居に居住することが困難になったと認められる方の転居費用を助成 →57頁 | ぎふ犯罪被害者支援センター 0120-968-783 岐阜県県民生活課 058-272-8205 |

(6) からだやこころに関すること

| 項目名 | 内容 | 窓口 |
|------------------------------|--|--|
| 高額療養費制度 | 医療費の自己負担額（1ヵ月）が一定額（自己負担限度額）を超えた分を高額療養費として給付 | |
| 第三者行為による傷病等 | 交通事故など他人（第三者）の行為が原因となったけがや病気について、加害者が負担する治療費を一時的に給付（その後、公的医療保険から加害者へ治療費を請求するため届出が必要） | ご自身が加入している公的医療保険の窓口 |
| 各種医療費助成（自立支援医療、ひとり親家庭等医療費助成） | 被害にあった方やその家庭の状況に応じて、医療費を助成 | お住まいの市町村 |
| 医療機関の検索 | 全国の医療機関の場所やサービスの情報を提供 | 医療情報ネット  |
| カウンセリング | 犯罪被害者等のサポートに精通した臨床心理士によるカウンセリングを実施 →45頁、58頁 | 岐阜県警察本部 犯罪被害者相談室 0120-870-783 （携帯電話の方は 058-277-3783 ） ぎふ犯罪被害者支援センター 0120-968-783 |
| 心の健康相談 | こころの病気を心配される方の医療などに関し、来所や電話による相談支援を実施 | 岐阜県精神保健福祉センター 058-231-9724 お住いの地域の保健所 |

2 捜査や裁判のことなど

| 項目名 | 内容 | 窓 口 |
|---------------------------------|--|---|
| 無料法律相談 | 犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士が相談を無料で実施 →58頁 | ぎふ犯罪被害者支援センター 0120-968-783 岐阜県弁護士会 058-265-2850 法テラス岐阜 0570-078345 |
| DV等被害者法律相談援助制度 | DV・ストーカー・児童虐待を現に受けている方などに対し、再被害の防止に必要な法律相談を実施 | |
| 犯罪被害者法律援助(日弁連委託援助) ※資力要件あり | 刑事裁判、少年審判等手続、行政手続に関する活動を希望する際の弁護士費用等を援助 →48頁 | |
| 被害者参加人のための 国選弁護制度 ※資力要件あり | 裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担 →48頁 | 法テラス岐阜 0570-078345 |
| 被害者参加旅費等支給制度 | 被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費等を支給 →48頁 | |
| 民事法律扶助制度 ※資力要件あり | 経済的に余裕がない方が法的トラブルにあったとき、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用を立替え →49頁 | |
| 保護観察中の加害者に関する相談 | 加害者の保護観察中における各種制度や相談を受付 →54頁 | 岐阜保護観察所 058-265-2579 |
| 二次的被害対応弁護士費用の助成 | 報道機関による過剰な取材や、ネットによる誹謗中傷等の二次的被害に対する対応を弁護士に依頼する場合の費用の一部を助成 →59頁 | ぎふ犯罪被害者支援センター 0120-968-783 岐阜県県民生活課 058-272-8205 法テラス岐阜 0570-078345 |
| 再提訴費用の助成 | 損害賠償請求の支払いがなされず時効が成立することを免れるため再提訴を行うための費用を助成 →58頁 | 岐阜県県民生活課 058-272-8205 |
| 一般的な法律問題に関する相談 | 離婚、相続や金銭トラブル、土地・建物に関する問題など生活に関する問題に対する無料法律相談を実施 | 県民生活相談センター 058-277-1001 お住まいの市町村 |

7 支援制度以外の主な手続き

支援制度以外で、犯罪被害により発生する可能性のある主な手続きを記載しました。

どの手続きが必要か迷う時は、まずはお住まいの市町村犯罪被害者等支援総合的対応窓口（55頁参照）にご相談ください。

| カテゴリー | 手続のいるもの | 内 容 | 窓 口 | 手続期間 | 必要書類その他備考 |
|-------|---------------------------------------|---------------|----------------|-------|-------------------------------------|
| ① 役 所 | 1 死亡届 | 埋火葬許可証の交付 | 市町村 | 7日以内 | |
| | 2 世帯主変更届(住民異動届) | 世帯主変更 | 市町村 | 14日以内 | 国民健康保険被保険者証(加入者)本人確認書類 |
| | 3 国民健康保険 | 資格喪失・加入・変更 | 市町村 | 14日以内 | 国民健康保険被保険者証 |
| | 4 | 葬祭費の申請 | 市町村 | 2年以内 | 国民健康保険被保険者証、葬儀領収書 |
| | 5 その他の健康保険(社保、共済、健保) | 資格喪失・加入・変更 | 加入中の健康保険組合、勤務先 | すみやかに | 被保険者証 |
| | 6 | 埋葬料の申請 | 加入中の健康保険組合、勤務先 | 2年以内 | 被保険者証、事業主の証明書 |
| | 7 厚生年金 | 受給の停止 | 年金事務所 | 10日以内 | 年金証書 |
| | 8 共済年金 | 受給の停止 | 共済組合 | 10日以内 | 年金証書 |
| | 9 国民年金 | 受給の停止 | 市町村 | 14日以内 | 年金証書 |
| | 10 | 死亡一時金申請 | 市町村 | 2年以内 | 亡くなられた方の年金手帳、受取金融機関通帳等 |
| | 11 介護保険 | 保険料支払停止、保険証返却 | 市町村 | すみやかに | 介護保険証 |
| | 12 障害者手帳、後期高齢者医療証、難病医療費等 | 申請・返却 | 市町村 | すみやかに | |
| | 13 高額療養費 | 申請 | 市町村(国保)、各保険者 | 2年以内 | 申請書、領収書 |
| | 14 自立支援医療、児童扶置手当、児童手当、特別障害者手当、社外時福祉手当 | 受給 | 市町村 | すみやかに | |
| | 15 遺族、寡婦年金 | 申請 | 年金事務所、共済組合、市町村 | 5年以内 | 年金手帳、住民票写、所得証明書、子の在学証明書、通帳等死亡者の年金証書 |
| | 16 障害年金 | 申請 | 年金事務所、共済組合、市町村 | 5年以内 | 年金手帳、受診状況等証明書、通帳等 |
| | 17 雇用保険未支給失業等給付 | 申請 | ハローワーク | 6ヶ月以内 | 死亡診断書、住民票等 |

| カテゴリー | 手続のいるもの | 内 容 | 窓 口 | 手続期間 | 必要書類その他備考 |
|---------------|-------------------------|--------------|---------------|------------------|------------------------|
| ② 相続 | 1 遺産 | 遺産分割協議書の作成 | 弁護士、司法書士、行政書士 | | 戸籍、除籍、住民票、財産関係の書類等 |
| | 2 相続放棄、限定承認 | 相続放棄や限定承認を希望 | 家庭裁判所 | 相続の開始を知ってから3ヶ月以内 | 詳細は家庭裁判所に確認 |
| | 3 土地・建物 | 相続登記 | 法務局 | | |
| | 4 預貯金 | 払い戻し | 金融機関 | すみやかに | 相続人全員の印鑑証明書、遺産分割協議書等 |
| | 5 自動車 | 名義変更、廃車 | 運輸支局 | | 運輸支局で確認 |
| ③ 税務署 | 1 準確定申告 | 所得税 | 税務署 | 4ヶ月以内 | 所得税確定申告書、死亡した人の確定申告書付表 |
| | 2 相続税の申告・納付 | 相続税 | 税務署 | 10ヶ月以内 | 相続税申告書 |
| | 3 医療費控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除 | 所得控除の適用 | 税務署 | | |
| ④ 警察 | 1 運転免許 | 返納 | 警察署 | すみやかに | |
| | 2 犯罪被害者等給付金 | 給付金の申請 | 警察本部・各警察署 | 2年以内 | |
| ⑤ その他・いろいろ | 1 勤務先 | 退職・休職等の手続き | 各会社 | すみやかに | 会社の資料、社員証、鍵等退職時に返却 |
| | 2 傷病手当金 | 受給 | 協会けんぽ健康保険組合 | 2年以内 | 詳細は窓口を確認 |
| | 3 民間の医療・生命保険等 | 保険金請求 | 保険会社 | 3年以内 | 保険金請求書、保険証券、住民票、印鑑証明書等 |
| | 4 電気・ガス | 名義変更・解約 | 各届出会社 | すみやかに | |
| | 5 水道 | 名義変更・解約 | 水道事業者 | すみやかに | |
| | 6 電話 | 名義変更・解約 | 各届出会社 | すみやかに | |
| | 7 携帯電話プロバイダー | 名義変更・解約 | 各届出会社 | すみやかに | |
| | 8 パスポート | 返却 | 旅券(パスポート)センター | すみやかに | |
| | 9 賃貸借契約 | 名義変更・解約 | 不動産会社 | すみやかに | 契約書、重要事項説明書 |
| | 10 新聞 | 名義変更・解約 | 新聞販売店 | すみやかに | |
| | 11 クレジットカード | 解約 | カード会社 | すみやかに | クレジットカード等 |
| | 12 スポーツクラブ等の会員 | 解約 | 店舗等 | すみやかに | 会員証、申込書 |

8 相談窓口一覧

| 相談の対象又は内容 | 名称・連絡先 |
|---|--|
| 犯罪被害者相談・支援 | ■被害者支援（犯罪被害給付制度など） 岐阜県警察本部 犯罪被害者相談室 0120-870-783 （携帯電話の方は 058-277-3783 ） |
| | ■被害者支援（裁判・病院付き添いなど） （公社）ぎふ犯罪被害者支援センター 0120-968-783 |
| | ■見舞金、生活相談、窓口不明時など 県及び市町村の総合的対応窓口 →55頁参照 |
| 法制度の情報提供等 裁判手続、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、裁判費用の立替など | 日本司法支援センター（法テラス） 犯罪被害者支援ダイヤル 0120-079714 |
| 法制度の情報提供等 法廷への付添い、裁判記録の閲覧、刑事事件の処分結果、有罪事件確定後の加害者処遇状況など | 岐阜地方検察庁 被害者ホットライン 058-262-5138 |
| 心情等聴取・伝達制度 刑務所受刑中・少年院在院中の加害者への被害者心情の伝達 | 最寄りの矯正管区・矯正施設 名古屋矯正管区 080-3411-3189 岐阜刑務所（ 058-239-9821 ）等 →51頁参照 |
| 犯罪被害者等支援 保護観察中の加害者の処遇状況等の通知、加害者への被害者心情の伝達、不安や悩み等相談 | 岐阜保護観察所 058-265-2579 |
| 犯罪被害者等支援 犯罪被害者遺児に対する奨学金等の給与 | （公財）犯罪被害者支援基金 03-5226-1020 |
| 犯罪等による被害の未然防止その他県民の安全と平穩に関する相談 | 岐阜県警察本部 警察安全相談室 #9110 又は 058-272-9110 |
| | 各警察署警察安全相談所 |
| 心の健康相談 | お住いの地域の保健所 |
| | 岐阜県精神保健福祉センター 058-231-9724 |
| | こころのダイヤル119番 058-233-0119 |
| 心の悩み相談 | （特非）岐阜いのちの電話協会 岐阜いのちの電話 058-277-4343 又は 0120-783-556 |



| 相談の対象又は内容 | 名称・連絡先 |
|--------------------------------------|---|
| 医療機関の紹介 | 医療情報ネット ※医療機関検索サイト  |
| 公営住宅への入居相談 犯罪被害者等やDV被害者の一時入居、優先入居 | 岐阜県住宅課 058-272-8692・8529 |
| 労働条件、募集採用、職場環境等の労働雇用に関する相談 | 岐阜労働局 総合労働相談コーナー 058-245-8124 |
| 職場におけるセクシュアルハラスメント相談 | 岐阜労働局 雇用環境・均等室 058-245-1550 |
| 人権相談 | 岐阜地方法務局 人権相談窓口 0570-003-110 岐阜県人権啓発センター 058-272-8252 |
| 外国人人身取引被害者に関する相談 | 名古屋出入国在留管理局 0570-052259 (010#) |
| 在住外国人からの生活相談 税金、住まい、教育、福祉等 | 岐阜県在住外国人相談センター 058-263-8066 |
| 性犯罪被害相談 | 岐阜県警察本部 性犯罪被害者相談電話 # 8103 又は 0120-72-8103 又は 058-273-6503 |
| 性暴力被害者相談・支援 | ぎふ性暴力被害者支援センター # 8891 又は 058-215-8349 |
| DV被害相談、人身取引被害相談、女性の悩み相談 | 岐阜県女性相談センター 058-213-2131 |
| DV(配偶者からの暴力)被害相談、犯罪被害相談 | 岐阜県弁護士会 DV・犯罪被害者支援センター 058-265-2850 |
| ストーカー被害相談 | 岐阜県警察本部 ストーカー110番 0120-794-310 |
| 女性などの悩み相談 | 岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター 058-278-0858 |
| 女性の悩み相談 | 岐阜地方法務局 女性の人権ホットライン 0570-070-810 |
| 子ども虐待相談、子どもの悩み相談 | 岐阜県中央子ども相談センター 子ども・家庭電話相談室 子ども・家庭110番 0120-76-1152 (携帯電話の方は 058-213-8080) 児童相談所 全国共通ダイヤル「189」 189 |

| 相談の対象又は内容 | 名称・連絡先 |
|---|--|
| 被害少年支援、子ども虐待、非行問題、いじめ等相談 | 岐阜県警察本部 少年サポートセンター ヤングテレホンコーナー 0120-783-800 |
| | 地区少年サポートセンター 0120-783-802 |
| いじめ・不登校・子育てなどの教育相談 | 岐阜県教育委員会 学校安全課 058-271-3328 |
| | 岐阜県教育委員会 各教育事務所 教育相談ほほえみダイヤル 0120-745-070 |
| | 岐阜県教育委員会 学校安全課 子供SOS24 0120-0-78310 |
| 青少年の悩み相談 | 岐阜県青少年SOSセンター 0120-247-505 |
| 子どもの悩み相談 | 岐阜地方法務局 こどもの人権110番 0120-007-110 |
| 交通事故相談 | 岐阜県 県民生活相談センター 058-277-1001 |
| | (一財)岐阜県交通安全協会 058-271-5278 |
| 交通事故被害者支援 奨学金等の支給、生活相談 | (公財)東海交通遺児を励ます会 052-682-9819 |
| 損害保険に関する一般的な相談 交通事故相談等 | (一社)日本損害保険協会 そんぼADRセンター 0570-022808 (電話リレーサービス・IP電話からは 03-4332-5241) |
| 自賠責保険・共済からの支払に係る紛争の調停 | (一財)自賠責保険・共済紛争処理機構 0120-159-700 |
| 交通事故被害者支援 療護施設、介護料の支給、交通遺児の会、生活資金の貸付け等 | (独)自動車事故対策機構(ナスバ) 岐阜支所 058-263-5128 ナスバ交通事故被害者ホットライン 0570-000738 |
| 労災保険給付の手続きに関する相談 | 岐阜労働局 058-245-8105 |
| 暴力団等による被害・トラブル | (公財)岐阜県暴力追放推進センター 0800-200-8930 (携帯電話の方は 058-277-1613) |
| 多重債務問題、悪質商法などの消費生活相談 | 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003 |
| 金銭の貸し借りや相続など、様々な法的トラブルの相談 | 日本司法支援センター(法テラス) 0570-078374 |

つなぐ

作成：岐阜県

協力：岐阜県警察

公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター
岐阜県犯罪被害者等支援計画推進会議

参考・引用

途切れない支援を被害者と考える会作成「被害者ノート」※1

国土交通省作成「交通事故被害者ノート」※2

新潟県作成「ひまわり」

東京都作成「Tokyo被害者支援ノート」

三重県作成「灯り」

京都府作成「つむぎ」

佐賀県作成「編む」

徳島県作成「あい」

※1 途切れない支援を被害者と考える会作成「被害者ノート」についての
入手方法などのお問い合わせはnakanobenkyokai@yahoo.co.jpまで

※2 国土交通省作成「交通事故被害者ノート」は（独）自動車事故対策機構
ナスバのホームページからもダウンロードできます。
https://www.nasva.go.jp/sasaeru/car_accident.html

このノートは岐阜県のホームページからダウンロードできます。

岐阜県 犯罪被害者等支援ノート

このノートのお問い合わせは、

岐阜県環境生活部県民生活課（☎058-272-8205）まで

令和6年3月発行